

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	－	－
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	－	－
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	－	－
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	－	－
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	－	－
								従事人員数（人）	245	189	112	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡し完了したものの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施 <評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	<主要な業務実績> 東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度の5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、ハード面だけでなく、ソフト支援の更なる推進を図るため、専門課を設置するなど、町のニーズに応じてハード・ソフト両面から幅広く復興まちづくりを支援した。支援体制は、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化する中で、強化を行った。（令和2年度末68名⇒令和3年度末70名） 津波被災地域における復興市街地整備事業においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した。また、整備完了後の造成地や移転元地における土地利用促進のため、復興庁及び被災3県による会議体に参画し知見を提供するなど様々な支援も実施した。支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。（岩手・宮城震災復興支援本部を事務所に縮小、復興支援事務所を1か所閉所、現地復興支援体制：令和2年度末：186名⇒令和3年度末：109名） ① 福島県の原子力災害被災地域における支援 【大熊町】 令和2年度で一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が完了し	I-3 <評定と根拠> I-3-(1)(2) 評定：A <評価の概要> 福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、支援体制を確保しながら、ハード・ソフトの両面から着実に事業を進め、避難者の帰町に向けた復興まちづくりの推進に寄与した。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、令和3年度末で全地区において受託完了させ、被災地における一日も早い復興まちづくりの推進に貢献した。また、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利用の推進にも寄与した。 このように、事業を着実に実施するとともに、事業進捗にあわせて現地復興支援体制を整備しながら、令和3年度においても、国、県及び被災自治体の要請に応じて支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。 <具体的な事例・評価> ① 福島県の原子力災害被災地域における支援 福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町（大熊町、双葉町、		
	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約115ha。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約115ha。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。				
	(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。	(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。）等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和2年度までに宅地等引渡しを完了した。 国、県及び被災地方公共団体の要	(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22地区約1,314ha。）等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和2年度までに宅地等引渡しを完了した。 国、県及び被災地方公共団体の要				

<p>請に応じ、復興まちづくりに係る復興事業間調整やコーディネート等の技術支援を進める。</p>	<p>た大川原地区で、平成 30 年から町から受託し実施してきた公的施設（商業施設、交流・宿泊・温浴施設）の整備に係る建築物整備事業支援は令和 3 年 8 月に業務が完了した。</p> <p>その結果、商業施設は令和 3 年 4 月、交流・宿泊温浴施設は令和 3 年 10 月に全面開所し、町の掲げる「帰町を選べる環境づくり」に向けた各施設の整備が着実に進んだ。</p> <p>一方、令和 2 年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業について、用地建物補償に係る調査算定支援、実施設計や関係機関との協議等が進捗した結果、令和 4 年 3 月に本格的に着工した。</p> <p>さらに、地区内に整備予定の産業交流施設の整備に係る建築物整備事業支援業務を令和元年度から受託し、まちづくりコンセプトの再検討及び基本計画の策定にあたって令和 3 年 3 月に事業検討協力者との協定を締結し、8 月に「(仮称) 大熊町大野駅西地区整備基本計画書」を策定した。</p> <p>また、大熊町の重点施策「働く場の確保」のため、事業化に向けた支援を進めてきた大熊西工業団地については、令和 3 年 5 月に事業受託し、12 月から着工した。</p> <p>平成 31 年 4 月及び令和 2 年 3 月に町内の一部区域の避難指示が解除されたが、町の掲げる「帰町を選べる環境づくり」を実現していくため、ソフト面の支援の一つとして大熊町の地域再生支援を引き続き進めた。</p> <p>平成 30 年度から支援を続けている交通まちづくりビジョンの具現化支援の一環で、令和 3 年 11 月と</p>	<p>浪江町) から受託した 6 地区の復興拠点整備事業を着実に推進した。また、建築物整備事業支援や地域再生の支援などハード・ソフト両面から支援を実施し、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p> <p>令和 3 年度までに大川原地区一団地事業及び役場庁舎、医療・福祉施設、交流ゾーン等の各種施設建築に係る建築物整備事業支援業務が完了した大熊町からは、機構に対して「大川原地区の面整備や各種施設建築の技術的支援を行い新たなまちづくりの進捗に大きく寄与されました」(大熊町感謝状より抜粋)との感謝状をいただき、機構への感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続しているなど、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進め、被災地の早期の復興に貢献した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、22 地区 1,314ha の面整備を機構が実施する中、高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を完了させ、安心・安全な復興まちづくりに寄与した。</p> <p>令和 2 年度に受託完了した女川中心部地区では、令和 3 年 6 月に完了した「復興まちづくりデザイン会</p>
--	---	--

				<p>令和4年1月に共助型移動支援サービスの実証実験を行った。2月にはマイクロモビリティの試乗会を開催するなど、町内における移動手段の確保に向けての検討支援を引き続き実施した。</p> <p>また、町の福祉施策である「福祉の里構想」具現化支援を実施してきたことから、町からの要請を受け、町の高齢・障害・児童に渡る総合的な福祉の計画である「地域福祉計画」の策定検討部会にオブザーバーとして参加し、計画策定にあたっての助言を行った。</p> <p>さらに、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化といったハード整備だけでは解決できない課題解決に向けて、交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた実証実験等を実施するため、町・地域関係者と連携しながら、令和4年2月に地域活動拠点「KUMA・PRE」を下野上地区内に機構自ら設置し、同時にホームページなど情報発信コンテンツの制作を行った。</p> <p>【双葉町】</p> <p>平成29年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、用地取得に合意を得られない方々の土地を除いて工事を着実に進め、令和3年度中に4ha（累計37ha）の町への引渡しを完了した。地区内の企業等の立地については累計20件、24社、18ha（特定業務施設全体の53%）の立地が決定し、うち11件については操業を開始するなど、事業が着実に進捗している。</p> <p>帰還困難区域内の双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、先行する第</p>	<p>議」において、女川町長から機構に対して「東日本大震災からの本町復興にあたり、幾多の課題に立ち向かい驚異的な速さで誠実に確実に再建して下さいました。我が郷土の恩人として、ここに心から感謝の意を表す」（女川町感謝状より抜粋）との感謝状をいただき、また令和3年度受託業務が完了した陸前高田市からは機構に対して「東日本大震災からの本市の復旧・復興にあたり高田地区及び今泉地区の復興整備事業並びに災害公営住宅の建設において多大なる貢献をされました。ここに深く感謝の意を表す」（陸前高田市感謝状より抜粋）との感謝状をいただくなど、各首長から機構への評価と感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>なお、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和3年度においては、全建賞（鹿折地区及び南気仙沼地区における事業連携による早期復興の実現、志津川地区における復興市街地整備事業と災害復旧事業等との連携、CM方式の活用と公民連携による女川町震災復興事業の推進）といった賞を受賞している。</p> <p>被災地の土地利用促進支援については、令和3年度から開始した復興庁と被災3県主催の「土地利用推進に関する実務担当者会議」での知見提供や陸前高田市が開催する土地利用促進会議に委員として出席する他、岩手県山田町における、まち全体の活性化方針の策定において、地方都市でのまちづくり支援などから得たノウハウ・知見などを専門家の立場として助言等を行い、被災地の土地利用推進に寄与した。</p>
--	--	--	--	---	---

				<p>一地区を平成 30 年度に町から受託して工事を進めているが、第二地区も令和 2 年 11 月に事業認可されたことを受けて、令和 3 年 6 月に受託した。</p> <p>また、ソフト面の支援として、町と連携した双葉駅周辺などにおける花植え活動や、双葉駅東口の既存建築物での活動拠点形成に向けた事業スキームや利活用プランの検討及び関係者調整等を行った。</p> <p>【浪江町】</p> <p>令和元年度から基盤整備事業の発注者支援業務を受託した南産業団地整備事業については、令和 2 年 2 月に工事着手したのち、工事に係る監督や関係事業者間調整等を着実に進めた。</p> <p>中心市街地については、浪江駅周辺の拠点形成に向けた検討を支援した結果、先導的に都市基盤と施設を整備すべきとした約 8 ha について一団地の復興再生拠点市街地形成施設として令和 3 年 12 月に都市計画決定され、令和 4 年 2 月に事業認可された。</p> <p>また、浪江駅周辺地区も地域コミュニティの再生が喫緊の課題であり、中心市街地における賑わい創出支援のため、町・地域関係者と連携しながら、地域交流スペース「なみいえ」を設置した。</p> <p>地域交流スペースと併せて機構職員のサテライトオフィスとしての機能を持たせ、浪江町内で活動する民間企業や地域再生活動の担い手となりうる団体との意見交換等を実施した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p>	<p>また、復興市街地整備事業の実績及びそこで得た知見や教訓等を纏めた「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」は、国や地方公共団体、有識者等に広く配布し、多数の称賛を受けた。東京都や埼玉県等が主催する将来の大規模災害に備えた研修にて、知見や教訓等の発表を依頼されるなど、事前復興支援にも寄与した。さらに、UIT（アーバンインフラテクノロジー推進会議）の技術研究発表会で、知見や教訓等を纏めた論文が賞を受賞し、有益な内容として評価された。</p> <p>③ CM方式の展開等</p> <p>工期短縮等に大きな効果があったCM方式の活用により、令和 3 年度に津波被災地域における全ての復興市街地整備事業が完了し、被災地の早期再建に大きく寄与した。このノウハウの展開は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により甚大な被害を受けた長野県佐久地域で実施した災害復旧工事マネジメント業務においても活かされ、各発注機関の災害復旧工事の効率的な執行や、総括的な調整等に寄与した。</p> <p>また、外部からの問合せの多さを見ても、災害時ばかりでなく、通常プロジェクトにおいても、初期のコーディネートから施工に至る各段階における各種事業の総合調整に有効な方法としての認知度向上に加え、機構のプレゼンス向上や事業組成に向けた契機づくり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」で規定される多様な入札契約方式の浸透等に貢献している。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和 2 年 3 月</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行った。</p> <p>策定された事業計画等を踏まえ、12 自治体から委託を受けて 22 地区 1,314ha で事業を実施し、令和 2 年度中にすべての土地の整備及び引渡しが完了した。</p> <p>令和 3 年度は、陸前高田市今泉地区及び高田地区において換地処分公告を実施し、受託業務が完了した。これにより、津波被災地域全地区の受託事業が完了となった。</p> <p>あわせて、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災 3 県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」へ参画（岩手：令和 3 年 9 月、令和 4 年 2 月、宮城：令和 3 年 7 月、令和 4 年 2 月、福島：令和 3 年 7 月、令和 4 年 2 月）し、機構の支援事例等の知見を提供した。また、岩手県山田町からの要請により、町主催の地元商業者や商工会、専門家等を交えた「まちなか活性化検討会」に専門家の一員として参加し、造成地の土地利活用方策やまち全体の活性化方策等に係る助言を実施した。</p> <p>【整備事例】</p> <table border="1" data-bbox="1860 1394 2261 1575"> <tr> <td data-bbox="1860 1394 2039 1575">令和 3 年度に事業完了した地区</td> <td data-bbox="2039 1394 2261 1575">今泉地区（岩手県陸前高田市）高田地区（岩手県陸前高田市）</td> </tr> </table> <p>宮城県からの要請により、令和 2 年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和 3 年度も引き続き支援を実施した。石巻市においては、離半島部 17 地区の漁業集落での輻輳する県や市の河川・道路・防潮堤工事間の調整や各地区のスケジュール・</p>	令和 3 年度に事業完了した地区	今泉地区（岩手県陸前高田市）高田地区（岩手県陸前高田市）	<p>に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和 2 年度から気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を開始した。令和 3 年度で石巻市の技術支援した地区で工事が概ね完了したことから石巻市への支援を完了する。気仙沼市については、令和 4 年度も継続した支援を要請された。</p> <p>このように、機構の最優先業務を着実に実施したことを踏まえ、A 評定とする。</p>
令和 3 年度に事業完了した地区	今泉地区（岩手県陸前高田市）高田地区（岩手県陸前高田市）						

				<p>課題等の整理等の技術支援を行ってきた結果、令和3年度内で県や市の工事は概ね完了した。</p> <p>また、各震災復興支援本部においてメディア向け事業説明会を開催するとともに、若年層向けの新規メディア媒体を活用し被災地の「今」を伝え、交流・関係人口創出のきっかけづくりにつながるような情報発信を強化した。</p> <p>さらに「東日本大震災復興市街地整備事業事業史」の発刊、各種講演会等に積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た教訓の幅広い層への普及展開に努めた。</p> <p>③ CM方式の展開等</p> <p>工期短縮等に大きな効果があったCM方式のノウハウを応用し、令和元年東日本台風(台風第19号)により甚大な被害を受けた長野県佐久地域において、事前の長野県との調整も含め、令和元年12月から着手し、多数の災害復旧工事を総括的に調整して工事を円滑に進め、令和3年9月末に完了した。</p> <p>また、地方公共団体等から多数寄せられるCM方式に関する問合せに対し、仕組みや導入方法、効果等の詳細説明や、他事業への展開の可能性に関する意見交換等を行うとともに、機構ホームページでの効果分析報告書公表やシンポジウムにおける講演等で、近年頻発する災害対応時のマンパワー不足等に対する有用性等の情報発信、広報活動を行っている。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。